

情報処理関連施設

情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)第2条第3項に規定する情報処理サービス業もしくはソフトウェア業またはこれらに類する事業の用に供する施設

○助成要件

【コールセンター】

新規常用雇用者	30人以上
---------	-------

※新規常用雇用者（高松市内に住所を有するもの）は、交付申請時に30人以上在職しており、かつ、交付申請時前6月の毎月末における在職者の平均が30人以上であること。

【コールセンター以外】

区分	大企業等	中小企業者
新規常用雇用者	10人以上	2人以上

※投下固定資産額は、業務開始の日前3年間に取得したものに限る。

※新規常用雇用者（高松市内に住所を有するもの）は、交付申請時に10人以上（中小企業者は、2人以上）在職しており、かつ、交付申請時前6月の毎月末における在職者の平均が10人以上（中小企業者は、2人以上）であること。

○助成内容

【コールセンター】

立地奨励	投下固定資産額(土地を除く)の5% 【3年間、ただし2年目以降は純増分のみ】
雇用奨励	新規常用雇用者数×20万円 新規短時間労働者数×10万円 【3年間、ただし2年目以降は純増分のみ】

※1年目の申請に係る投下固定資産額は、業務開始日の3年前から業務開始後1年以内に取得したものに限る。

※新規常用雇用者数は、助成金の交付申請時の在職者数または交付申請時前6月の毎月末における在職者数を平均した数のいずれか少ない数とする。

※新規短時間労働者数は、助成金の交付申請時の在職者数または交付申請時前

6月の毎月末における在職者数を平均した数のいずれか少ない数とする。

【コールセンター以外】

立地奨励	投下固定資産額(土地を除く)の5%
雇用奨励	新規常用雇用者数 11人未満の場合 在職者数×50万円 11人以上の場合 在職者数×30万円+200万円

※新規常用雇用者数（高松市内に住所を有するもの）は、助成金の交付申請時の在職者数または交付申請時前6月の毎月末における在職者数を平均した数のいずれか少ない数とする。

○助成限度額 2億円(コールセンターは、3年間で2億円)